

令和7年度 第6回市政懇談会 事前要望等回答一覧(荒木地区)

No.	意見・要望等	所管課	回答
1	<p>荒木一区地内では、平成28年から農地保全団体と住民が協力し地区内に2カ所の花壇を設置し景観形成活動を継続している。しかし一方では、心無い人たちにより道路脇、農地、空地などへの空き缶、コンビニ弁当空き容器のポイ捨てをはじめ古タイヤ、不要な家具等の不法投棄が後を絶たない。(市、県、全国的な課題でもある。)不法投棄に関する一層の市条例の徹底、罰則の周知等の対策が必要と思われる。</p>	環境課	<p>市では、市民からの情報提供により、不法投棄をされやすい場所に不法投棄禁止を呼び掛ける看板を設置するなどしております。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、個人の不法投棄に対しては、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が課せられることが定められています。</p> <p>不法投棄を見かけましたら日時、場所、ごみの種類や量などのほか、その時の状況や車のナンバーなど行為者の特徴をできるだけ詳細に記録し、環境課へご相談くださいますようお願いいたします。今後も市では、市ホームページや市報ぎょうだ等により不法投棄禁止についての啓発を図ってまいります。</p>
2	<p>緊急性を要するものとして市道の改修工事について要望する。</p> <p>県道行田館林線から武州荒木駅西踏切(天州寺南)を經由し六本木地内で南大通りと交差する市道について、昨年、南大通り交差点から125号バイパス荒木西交差点までの改修をしていただいた。</p> <p>現在、残された同交差点から行田館林線までの区間は、路面の穴や両端の欠け、マンホールの隆起など車、自転車の走行に大変危険な状態である。至急、改修工事の延長をお願いする。</p>	道路治水課	<p>舗装修繕等の生活道路整備につきましては、「行田市生活道路等整備事業評価制度」に基づき、優先度の高い路線から順次整備を実施しているところでございます。</p> <p>なお、路面の穴や路肩の欠け等につきましては、市民の皆様からの通報や道路パトロール等において危険な状態であると判断した場合は補修を行うなど、適正な維持管理に努めてまいりたいと存じます。</p> <p><b>【参考】</b>          国道125号 荒木西交差点～荒木1562-1地先          平成16年、22年、26年に口頭での側溝新設の要望あり(事業評価：Bランク)</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
3	<p>【五区内の道路標識「止まれ」の設置】</p> <p>荒木2115番地付近の丁字路は見通しが悪く、今までに数回衝突事故が発生している。一時停止の道路標識の設置を要望する。</p> <p>また、見通しの悪い要因に、付近の住宅の植木が生い茂り、近隣の家が再三伐採するように要望しても無視している。一部は電線、電話線にも達し、危険な状況である。このような場合はどうしたらよいか。</p>	<p>交通政策課 管理課</p>	<p>一時停止などの交通規制を伴う交通標識につきましては、埼玉県公安委員会が設置することとされているため、ご指摘の丁字路に一時停止の標識を設置できないか、過日、市と行田警察署立ち会いのもと、現場確認を行いました。</p> <p>その結果、同署からは、交通事故が頻発している等の状況がないことから、一時停止の交通規制をあえて設ける必要性が見出せないとお聞きしております。</p> <p>そのため、今般の丁字路につきましては、同署から意見がありました丁字路交差点を表す路面標示や交通安全看板の設置といった具体的な安全対策を市が実施することといたします。</p> <p>本市におきましては、住宅から樹木が道路に越境している場合は、土地所有者に対し書面にて剪定を実施するよう指導をしているところでございます。</p> <p>また、住宅から樹木が道路に越境していることにつきましては、現地を確認した結果、市道に樹木が越境し、通行に支障が生じていることを確認いたしましたので、土地所有者に対し、指導通知を送付いたしました。</p> <p>今後におきましても、市民の皆様が安全に通行できるとともに事故が生じることの無いよう、適切に市道を管理してまいりたいと存じます。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
4	<p>近年、桜の木の枯れが非常に目立つようになった。特に武蔵水路沿いの桜並木が顕著である。行田市においては、旧行田女子高付近の桜の復旧を目指し、クラウドファンディングによる資金調達で事業予算を確保するニュースを見た。荒木地区の見沼中学校から下流沿いも50%以上の枯れがある。引き続き当地区においても事業を継続されることを望む。</p>	<p>商工観光課 都市計画課</p>	<p>武蔵水路沿いの桜につきましては、特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の被害を受け、多数の桜が枯死している状況でございます。また、市内においても、クビアカツヤカミキリの被害を受け、枯死している、あるいは今年に春に花が咲いていない桜が多数見受けられました。</p> <p>市といたしましても、クビアカツヤカミキリの被害を受けている桜があまりにも多く、危機的な状況にあることから「緊急に対策を強化すべき」と判断し、桜の植樹をはじめ桜の景観保全を目指す「よみがえれ！行田の桜プロジェクト」を立ち上げました。本プロジェクトでは、市内複数の場所での桜の植樹や整備を予定しており、その中で、富士見町地内の埼玉県立総合教育センター東側を、クラウドファンディング型及び企業版ふるさと納税寄附金を活用して桜を植樹する予定でございます。</p> <p>また、荒木地区におきましては、本市と（独）水資源機構で構成している「武蔵水路の水辺景観保全連絡会」において、地域と連携を図りながら桜の整備を実施いたします。</p> <p>さらに、市では、令和7年度から令和9年度までを「クビアカツヤカミキリ集中対策強化期間」とし、クビアカツヤカミキリの被害を受けた桜への対策を集中的に実施することといたします。これまでも、武蔵水路沿いの枯死している桜を適宜伐採してまいりましたが、対策強化期間中に枯死している桜を集中的に伐採するとともに、今後の対応を検討してまいりたいと存じます。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
5	<p>【防災士の活動基準の整備について】</p> <p>災害時に地域を守る存在として防災士の社会的評価と期待が高まりつつあると感じているが、防災士は民間資格であり、特定の権利が得られることもなく、行動も義務付けられていないと承知している。大規模災害が発生した際には、可能な範囲で被災地の救援・支援活動を行う、防災ボランティアに位置づけられているのか。</p> <p>行田市では2022年度に県内自治体で初めてとなる防災士養成講座を開催し、現在まで多くの防災士を養成するなど地域防災力の強化に取り組んでいると認識している。行田市では、防災士は組織化されているのか。防災士の活動の基準は示されているのか。行田市防災ベスト、ヘルメットなどの貸与の有無など防災士が統一的で効率の良い活動が行える環境が整備されているのか伺いたい。</p> <p>防災士活動マニュアルがないのであれば、行田市版防災士活動マニュアル（解説付き）を示すことで、必要な時により良い活動に繋げることができるのではないか。</p>	危機管理課	<p>基本的に防災士は自主的に活動していただくものと考えており、現在市においてボランティアの位置づけはなく、また活動基準等は示しておりません。</p> <p>一方、地域における災害への備えの普及啓発、自助・共助の取組みに寄与していただきたく、防災士養成講座のほか、防災士の防災知識・技能の向上、参加者の交流できる機会となる防災士研修会等の実施、さらに昨年度は防災フェアにて、備蓄食炊き出しや応急手当訓練等に参加いただいております。</p> <p>引き続き、防災士会等の組織化への取組を含め、地域住民の防災意識の向上や災害時の支援活動など、防災士の皆さんと行政との連携を推進してまいります。</p> <p>併せて、防災士活動基準の作成についても検討してまいります。</p> <p>なお、市では、防災士とわかるよう、帽子とベストを用意しており、訓練や地域の行事などで活用していただいております。</p>